

## 第3節 資器材等提供

| 番号 | 協定名称                        | 協定先                         | 協定の概要                | 締結日         |
|----|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|-------------|
| 1  | 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書    | 中国建設機械レンタル業協会広島地区支部         | 応急対応に必要な資機材のレンタル     | 平成23年10月31日 |
| 2  | 特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書      | 西日本電信電話株式会社                 | 特設公衆電話の設置、利用、管理等     | 平成25年7月10日  |
| 3  | 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書      | 一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会・呉東協議会 | LPガス、必要な設備・器具の供給等    | 平成28年3月1日   |
| 4  | 災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定書    | 有限会社石丸商会・株式会社一誠堂・深川医療器株式会社  | ストーマ装具等の調達等          | 平成29年2月1日   |
| 5  | 災害時における物資の提供等に関する協定書        | 王子コンテナ株式会社                  | 段ボールベッド、段ボールトイレ等の提供等 | 平成29年2月1日   |
| 6  | 災害時におけるレンタル資器材の有線提供に関する協定書  | 株式会社ダイワテック                  | ソーラーシステムハウス等         | 令和3年3月5日    |
| 7  | 災害時における外部給電可能な車両等の支援に関する協定書 | 広島トヨタ自動車株式会社 他6社            | 外部給電可能な車両及び必要となる機器   | 令和3年9月6日    |

## （資器材等提供）締結機関連絡先一覧表

| 機関名                    | 住所                  | 担当課        | 電話番号                          | FAX番号         |
|------------------------|---------------------|------------|-------------------------------|---------------|
| 中国建設機械レンタル業協会広島地区支部長   | 広島市西区商工センター5丁目3-2   | 宝物産(株)     | 082-278-0046<br>090-3740-0401 | 082-277-7591  |
|                        | 呉市阿賀中央7丁目7-2        | 長浜産業(株) 本社 | 0823-72-5001                  | (0823)72-5002 |
| 西日本電信電話株式会社            | 広島市中区基町6-77         |            | 082-505-4757                  | 082-250-7466  |
| 一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会  | 呉市広横路3丁目3-29        | 三洋ガス(株)    | 0823-71-7947                  |               |
| 一般社団法人広島県LPガス協会呉東地区協議会 | 呉市仁方皆実町3-13         | 中国酸素(株)    | 0823-79-5151                  |               |
| 有限会社 石丸商会              | 呉市中央6丁目6-1          |            | 0823-22-1403                  |               |
| 株式会社 一誠堂               | 呉市中通4丁目4-14         |            | 0823-25-2121                  | 0823-24-4888  |
| 深川医療器株式会社              | 広島市西区商工センター4丁目15-17 |            | 082-270-0333                  | 082-270-0331  |
|                        | 呉市光町10-20           | 呉営業所       | 0823-22-3515                  | 0823-24-1164  |
| 王子コンテナ株式会社広島営業所        | 安芸郡海田町南明神町2-23      | 広島営業所      | 082-822-2131                  | 082-822-2173  |
| 王子コンテナ株式会社三原工場         | 三原市南方1丁目2-13        | 三原工場       | 0848-86-3711                  | 0848-86-3717  |

## 1 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書（中国建設機械レンタル業協会広島地区支部）

## 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と中国建設機械レンタル業協会広島地区支部（以下「乙」という。）とは、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における迅速かつ円滑な資機材のレンタルに関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの要請及び協力）

第3条 災害時において、甲が資機材のレンタルを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、資機材のレンタルについて協力するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲の要請により乙が甲にレンタルする資機材の種類は、次のとおりとする。

- (1) トイレ
- (2) ハウス
- (3) 発電機
- (4) 照明機器
- (5) 暖房機器
- (6) 重機
- (7) その他甲が指定する物であつて、乙が供給可能なもの

（要請手続）

第5条 第3条第1項に規定する甲の乙に対する要請の手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに、乙に文書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて優先的に行うものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後、速やかに、その実施状況を資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

（資機材の搬入等）

第8条 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する搬入場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、前項の規定により資機材を運搬する車両が優先車両として通行できるよう、関係機関へ要請するものとする。

（費用の負担）

第9条 第6条及び前条の規定により乙がレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が予算の範囲内で負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 1 2 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日

甲 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号  
呉 市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市西区商工センター 5 丁目 3 番 2 号  
中国建設機械レンタル業協会広島地区支部  
代表者 支部長 檜山 邦雄

## 2 特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書（西日本電信電話株式会社）

### 特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書

呉市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模災害等が発生した際の特設公衆電話の設置、利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

#### （目的）

第1条 この覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この覚書において「災害の発生時」とは、地震等の発生により呉市域が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるとともに、呉市内において広域停電が発生している状況又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生している状況をいう。

2 この覚書において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定めた場所に、乙が無償で提供する電気通信回線に甲が準備する電話機を接続した非常用電話で、災害の発生時に被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供（当該利用料は乙が負担）を可能とするものをいう。

#### （電話機の管理）

第3条 甲は、この覚書に基づき、災害の発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう特設公衆電話の電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

#### （屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、災害の発生時に即座に特設公衆電話の利用が可能な状態となるよう当該設備及び乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下「屋内配線」という。）の維持に努めるものとする。

2 屋内配線や乙が設置する保安器、引込線等の設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙にその旨を速やかに書面をもって報告するものとする。この場合において、当該設備等の修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

#### （特設公衆電話の設置場所及び電気通信回線数等）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲の意見を参考に乙が決定するものとし、乙は、特設公衆電話の設置場所、電気通信回線数等の情報を避難所特設公衆電話一覧表（別記様式1）に記載したものを2部作成し、甲乙両者がその1部を保管する。

#### （情報管理責任者）

第6条 甲及び乙は、それぞれ情報管理責任者を定め、その氏名を情報管理責任者通知書（別記様式2）に記載し、相互に通知するものとする。

#### （特設公衆電話の設置場所の廃止、移転等）

第7条 甲は、特設公衆電話の設置場所の廃止、移転等が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。この場合において、新たな設置場所を設けるときは、甲は、乙に対しその旨を報告するものとする。

#### （接続試験の実施）

第8条 甲及び乙は、災害の発生時に特設公衆電話を速やかに設置できるよう、年に1回を目安として、別紙「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

#### （異常発見時の対応）

第9条 甲及び乙は、特設公衆電話の電気通信回線について何らかの異常を発見したときは、速やかに相互に確認し、異常の解消に向けて相互に協力するものとする。

## （特設公衆電話の利用の開始）

第10条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、特設公衆電話の利用の開始の決定があったときは、甲は、特設公衆電話の電話機を速やかに設置し、被災者又は帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話の設置場所の周辺地域において大規模災害が発生し、甲と乙とで連絡が取れない場合は、甲の決定により、特設公衆電話の利用を開始することができるものとする。

## （特設公衆電話の適切な利用）

第11条 甲は、特設公衆電話の電話機を設置したときは、被災者又は帰宅困難者等が特設公衆電話を適切に利用できるよう、可能な限り被災者又は帰宅困難者等の誘導に努めるものとする。

## （特設公衆電話の利用の終了）

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲の意見を参考に乙が決定するものとし、特設公衆電話の利用の終了の決定があったときは、甲は、特設公衆電話の電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が特設公衆電話の利用の終了を決定する前に、特設公衆電話の設置場所である避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話の電話機を撤去し、乙に対しその旨を連絡するものとする。

## （目的外利用の禁止等）

第13条 甲は、第8条に規定する接続試験及び第10条の規定による利用以外の特設公衆電話の利用（以下「目的外利用」という。）を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話を定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに目的外利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなったときは、当該撤去に係る工事費用等は、甲が負担するものとする。

## （協議事項）

第14条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月10日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市中区基町6番77号  
西日本電信電話株式会社  
代表者 広島支店長 黒田 吉広

### 3 災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定書（一般社団法人広島県ＬＰガス協会呉地区協議会・呉東地区協議会）

#### 災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県ＬＰガス協会呉地区協議会（以下「乙」という。）及び呉東地区協議会（以下「丙」という。）は、災害時における物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第１条 この協定は、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などに甲が乙及び丙の協力を得て、ＬＰガスの円滑な供給を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力の要請）

第２条 甲は、次に掲げる場合において、乙又は丙に対し、その保有するＬＰガスの供給（ＬＰガスの供給又は利用に必要な設備、器具等の貸出しを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- (1) 呉市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 呉市外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、呉市がＬＰガスの供給を要請され、又は特に必要と認めてあつせんを行うとき。
- (3) その他緊急にＬＰガスの供給が必要となったとき。

２ 前項の規定による要請は、供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

３ 乙又は丙は、第１項の規定による要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置を採るとともに、その措置の状況について、甲に連絡するものとする。

#### （物資の範囲）

第３条 甲が乙又は丙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとし、乙又は丙は甲からの要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

- (1) ＬＰガス
- (2) その他甲が指定するもの（ＬＰガスの供給又は利用に必要な設備、器具等（ガスコンロ、ガス炊飯器など））

#### （物資の優先供給）

第４条 乙又は丙は、甲から第２条第１項の規定による要請を受けたときは、乙又は丙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

#### （物資の価格）

第５条 物資の取引価格（甲が乙又は丙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生直前における適正な価格（乙又は丙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

#### （ＬＰガスの供給に必要な設備の設置等）

第６条 ＬＰガスの供給に必要な設備の設置及び保安に関する業務は、乙又は丙の指定する者が行う。

２ 乙又は丙は、前項の業務が終了したときは、甲に報告する。

#### （物資の搬送及び引渡し）

第７条 乙又は丙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示を含む。）に従うものとする。

２ 物資の搬送は、原則として乙又は丙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、引渡しを受けた物資の代金は、乙又は丙からの請求書を受理した後、遅滞なく支払うものとする。

（情報の交換）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定は、甲、乙又は丙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年3月1日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島県呉市広横路3丁目3番29号  
一般社団法人広島県LPガス協会呉地区協議会  
地区協議会長 神垣 伸司

丙 広島県呉市仁方皆実町3番13号  
一般社団法人広島県LPガス協会呉東地区協議会  
地区協議会長 東 親人

#### 4 災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定書（有限会社石丸商会、株式会社一誠堂、深川医療器株式会社）

##### 災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と有限会社石丸商会（以下「乙」という。）、株式会社一誠堂（以下「丙」という。）及び深川医療器株式会社（以下「丁」という。）は、災害時におけるストーマ装具等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

##### （趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などに甲が乙、丙及び丁の協力を得て、物資の円滑な供給を図るため必要な事項を定めるものとする。

##### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時などにおける物資の確保を図るため、物資を調達する必要があるときは、乙、丙及び丁に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、乙、丙及び丁に対し、前項の規定による要請をするときは、次の事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等の方法により供給を要請し、後日、要請書を提出するものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 単位
- (4) 納入日時
- (5) 納入場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

##### （協力）

第3条 乙、丙及び丁は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り、物資の確保、運搬等に協力するものとする。

##### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙、丙及び丁に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資その他甲が指定する物資のうち、乙、丙及び丁が保有する物資とする。

##### （物資の納入）

第5条 物資の納入場所は、甲が指定し、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙、丙及び丁から引渡しを受けるものとする。

##### （価格及び請求）

第6条 この協定に基づき乙、丙及び丁が供給する物資の価格は、災害時の直前における販売価格を基準として甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

2 乙、丙及び丁は、物資納入後、甲に対して物資の対価及び運搬に係る費用を請求するものとする。

##### （支払）

第7条 甲は、乙、丙及び丁から前条第2項の規定による請求があった場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

##### （情報の交換）

第8条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平時から必要な情報の交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項，又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは，甲，乙，丙及び丁が協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は，甲，乙，丙又は丁のいずれかから，この協定を終了する旨の申出がない限り，その効力を維持するものとする。

この協定を締結した証として本書4通を作成し，甲乙丙丁記名押印の上，各自その1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島県呉市中央6丁目6番1号  
有限会社 石丸商会  
代表取締役 石丸 學

丙 広島県呉市中通4丁目4番14号  
株式会社 一誠堂  
代表取締役 井上 誠司

丁 広島県広島市西区商工センター4丁目15番17号  
深川医療器株式会社  
代表取締役社長 深川 陽彦

## 5 災害時における物資の提供等に関する協定書（王子コンテナ株式会社）

## 災害時における物資の提供等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における物資の提供及び平常時における防災活動への協力に関し、必要な事項を定める。

## （協力の要請）

第2条 甲は、呉市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）などにおける物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対してその保有する物資の提供等について協力を要請することができる。

## （要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## （要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡する。

## （物資の範囲）

第5条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- (1) 段ボールシート、段ボール簡易ベッド、段ボールトイレ、段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他、甲が指定する物資で、乙が取り扱う製品

## （物資の運搬引渡し）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行う。

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認の上、物資の引渡しを受ける。

## （費用の請求及び支払）

第7条 乙が物資の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 物資等の取引価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

## （支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

## （平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次に掲げる事項について、可能な限り協力する。

- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期限は締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 2月 1日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

乙 広島県三原市南方1丁目2番13号  
王子コンテナ株式会社  
三原工場  
工場長 川崎 重則

## 6 災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定書（株式会社ダイワテック）

## 災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、呉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）におけるレンタル資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う応急対策及び復旧業務の実施に必要なレンタル資機材の乙による提供について必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、災害時において資機材を必要とするときは、乙に対し、その保有するレンタル資機材（以下「資機材」という。）について優先的な提供を要請することができる。

## （資機材の種類）

第3条 前条の規定により甲が乙に提供を要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) ソーラーシステムハウス
- (2) ソーラーパイオトイレ
- (3) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する資機材

2 乙は、毎年4月1日現在において、災害時に提供することができる資機材の見込み数量について、甲に報告するものとする。

## （要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、資機材提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、電話等により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

## （資機材の引渡し）

第5条 甲の要請により乙が提供する資機材の搬入又は設置の場所は、甲が指定するものとし、甲は甲の職員又は甲が指定した者を当該場所に派遣して、資機材を確認した上、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

## （完了報告）

第6条 乙は、資機材の引渡し完了したときは、速やかに資機材引渡し完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

## （費用の負担）

第7条 乙が甲に提供した資機材の賃貸借料及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条に規定する報告書等に基づき、災害時の直前における賃貸借料及び運搬費等に係る適正な価格を基準として、甲乙協議の上定めるものとする。

## （賃貸借料等の支払）

第8条 甲及び乙は、資機材の提供が終了した後、賃貸借料等の支払の時期を協議して決定する。

2 乙は前項の規定による決定に従い甲に請求書を送付し、甲は当該請求書を受けたときは速やかに乙に支払うものとする。

## （損害賠償責任）

第9条 乙が甲に提供する資機材の搬入、設置等に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担においてこれを賠償するものと

する。ただし、第三者に損害を及ぼしたときの原因が甲の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において甲がこれを賠償する。

（連絡体制）

第10条 甲及び乙は、この協定の確実かつ円滑な運用を図るため、連絡体制報告書（様式第3号）により平常時から相互の連絡体制等について報告し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を所持する。

令和3年3月5日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 新原 芳明

乙 愛知県名古屋市西区大野木3丁目43  
番地  
株式会社ダイワテック  
代表取締役 岡 忠志

## 7 災害時における外部給電可能な車両等の支援に関する協定書（広島トヨタ自動車(株) 他6社）

## 災害時における外部給電可能な車両等の支援に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島トヨタ自動車株式会社、広島トヨペット株式会社、トヨタカローラ広島株式会社、ネットトヨタ広島株式会社、ネットトヨタ中国株式会社及び株式会社トヨタレンタリース広島（以下「乙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社広島支社（以下「丙」という。）は、災害時における外部給電可能な車両及び必要となる機器（以下「車両等」という。）の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、甲が車両等の貸与の協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の対象車両等）

第2条 この協定書において、甲が乙に対して協力を要請する車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 前各号に掲げるもののほか、車両からの外部給電に必要な機器

（要請）

第3条 甲は、災害時における市内の避難所等の停電時の応急対策（以下「応急対策」という。）のため、乙が保有する車両等の貸与を必要とする場合は、丙に対し、災害時における外部給電可能な車両等の貸与協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により丙に要請することができるものとし、要請後速やかに丙に要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、甲が応急対策のために乙が保有する車両等の貸与を必要とする場合において、災害の危険性を考慮し、かつ業務に支障を及ぼさない範囲において、甲の要請に応じるよう努めるものとする。

- 2 丙は、甲から乙への要請に係る窓口及び乙の車両等の貸与の取りまとめに当たるとともに、甲の要請する車両等の数量に対し、乙の提供できる車両等が不足する場合には、乙以外の県内トヨタ車販売会社やトヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（車両等の引渡し及び貸与期間）

第5条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に応じる場合は、甲の指定する場所に乙が車両等を運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が甲が指定する場所へ運搬をすることが不可能な場合は、甲乙両方で協議し、引渡しの方法について調整する。

- 2 乙は、車両等の引渡し完了した場合は、甲に対し速やかに外部給電可能な車両等の引渡し報告書（様式第2号）を提出するものとする。
- 3 車両等の貸与期間は、引渡しからおおむね1週間程度とする。ただし、期間変更の必要がある場合は、甲乙両方で協議の上、決定するものとする。

（車両等の取扱い及び事故等）

第6条 甲は、第3条の要請により乙から貸与された車両等については、原則として呉市内で使用するものとし、その使用方法等取扱いに十分注意するものとする。

2 甲は、貸与期間中に車両等に故障等の不具合が発生し、車両等が使用できなくなったときは、速やかに乙に連絡し、甲乙両者で対応を協議する。

（車両等の返却）

第7条 車両等の提供期間の終了後、甲は乙に速やかに車両等を返却するものとする。なお、返却場所については甲乙両者で協議の上、決定するものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条の要請により乙から貸与された車両等の貸与期間中に生じた電気代、燃料代、その他消耗品に係る費用については甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合は、この限りでない。

2 前項の費用の額は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、車両等の返却を受けたときは、速やかに外部給電可能な車両等の貸与協力完了届（様式第3号）を甲に提出するとともに、甲に対して請求書（様式第4号）により甲が負担する費用を請求するものとする。

（賠償）

第10条 第3条の要請により乙から貸与された車両等の貸与期間中に、事故により第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由がある者が賠償をする責任を負うものとする。この場合において、帰責事由が不明なときは、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、同項の賠償について、次条第1項に規定する保険が適用される場合には、当該保険の適用を受けることができる。ただし、当該事故が甲の故意又は重過失により発生したものであるときは、この限りでない。

（車両保険）

第11条 乙は、車両等の貸与に当たり、乙の負担において自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入するものとする。

2 甲は、車両等の貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

3 第1項に規定する保険の適用を受けるに際し要する費用については、全て乙の負担とする。

（連絡責任者）

第12条 甲及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届出票（様式第5号）により、相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度相互に報告するものとする。

（平常時の連携）

第13条 甲、乙及び丙は、平常時において、それぞれが実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、相互に連携を図り、可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも特段の意思表示をしない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第15条 この協定に定める事項について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書８通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その１通所持する。

令和３年９月６日

甲 呉市中央４丁目１番６号  
呉市  
呉市長 新 原 芳 明

乙 広島市中区広瀬北町２番２４号  
広島トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長 藤 井 一 裕

広島市西区観音町７番８号  
広島トヨペット株式会社  
代表取締役社長 古 谷 英 明

広島市西区庚午中１丁目１８番１３号  
トヨタカローラ広島株式会社  
代表取締役社長 本 多 功 樹

広島市西区南観音５丁目１６番７号  
ネットヨタ広島株式会社  
代表取締役社長 奥 原 賢次郎

広島市西区庚午中１丁目１８番１３号  
ネットヨタ中国株式会社  
代表取締役社長 榎 本 良 二

広島市中区白島北町１１番１４号  
株式会社トヨタレンタリース広島  
代表取締役会長 ト 部 典 昌

丙 安芸郡坂町平成ヶ浜５丁目３番３７号  
トヨタモビリティパーツ株式会社  
広島支社支社長 今 井 裕 宏